

# 第37回 定時株主総会 招集ご通知

日時／2023年6月23日(金曜日)  
午前10時

場所／神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

**イノテック株式会社**  
2階セミナールーム

■末尾の会場ご案内図をご参照ください。

## 議案

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額決定の件

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主の皆様には可能な限り書面、又はインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

**イノテック株式会社**

証券コード 9880

## 当社が目指すもの

### 未来社会に 貢献する

エレクトロニクス・ビジネス  
を通じて、  
人々の生活を豊かで快適なものにし、  
「未来社会に貢献」する

### 不可欠な 存在になる

創造力を駆使、  
携わるエレクトロニクス業界の  
技術の進歩に寄与し、  
「不可欠な存在」になる

### 問題を 解決する

我々の真の事業は  
「問題を解決すること」であり、  
顧客に満足いただく  
労苦を惜しまない

### パイオニア になる

先端技術に挑戦し続ける  
「パイオニア」になる

### 誇りの持てる 会社を実現

創造力を発揮できる  
会社の仕組みづくりに心血を注ぐ、  
「誇りの持てる」会社を実現する

## 我々が成すこと

### ナンバーワン・ オンリーワン

それぞれの専門分野で「ナンバーワン」、「オンリーワン」を目指し一方、お互いに協力して「イノテック」の成長を追求

### 勇気・ 自己改革力

「内側から燃える火」を絶やさず、大きな試練に果敢に挑戦する勇気、進歩し続ける自己改革力

### 理念・進歩への 意欲

「理念」と「進歩への意欲」を組織全体に浸透させる

### 自主性と 成長・誠実な事業

個人の自主性と成長を尊重、「誠実」に倫理にかなった事業を行なう

(証券コード：9880)  
2023年6月7日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号  
**イノテック株式会社**  
代表取締役社長 大塚 信行

### 第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.innotech.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRカレンダー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イノテック」又は「コード」に当社証券コード「9880」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネット等によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号  
イノテック株式会社 2階セミナールーム  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項  
報告事項

1. 第37期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第37期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、2頁に記載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面のうち、事業報告の「新株予約権等の状況及び保有状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、除いております。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 書面で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）  
午後5時30分完了分まで



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月23日（金曜日）  
午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

切取線

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5、6、7、8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

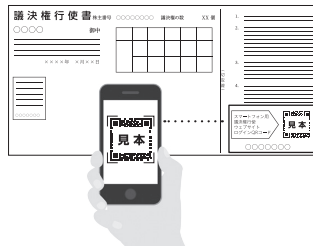
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

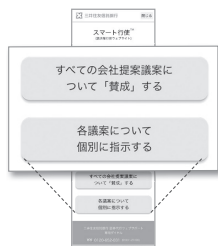
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

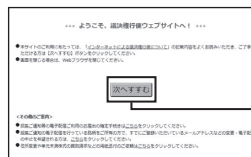
議決権行使後に変更内容がある場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

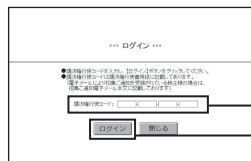
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

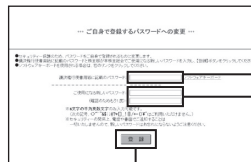
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたく存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金35円  
総額461,407,870円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、また、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの向上を目的として、執行役員制度を導入することといたしたく、執行役員に関する規定を新設するものであります。
- ③ 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の定めにより、取締役会決議によって取締役の責任を一部免除できる規定を新設するものであります。取締役の責任の一部免除に関する定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ その他、上記の変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。



2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産業用・民生用電気機器（半導体製造機器、コンピュータ機器、計測機器等）<u>及び</u>その部品、原材料、附属品、ソフトウェア等の開発、製造、購入、販売、リース、レンタル<u>及び</u>輸出入</li> <li>2. 前記電気機器<u>及び</u>その部品、原材料、附属品、ソフトウェア等に関する研究開発並びにそのコンサルティング業務</li> <li>3. 電気通信事業、情報提供事業<u>及び</u>それらの受託</li> <li>4. (条文省略)</li> <li>5. 特許権その他工業所有権の取得、譲渡<u>及び</u>その仲介</li> <li>6. (条文省略)</li> </ol> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産業用・民生用電気機器（半導体製造機器、コンピュータ機器、計測機器等）<u>および</u>その部品、原材料、附属品、ソフトウェア等の開発、製造、購入、販売、リース、レンタル<u>および</u>輸出入</li> <li>2. 前記電気機器<u>および</u>その部品、原材料、附属品、ソフトウェア等に関する研究開発並びにそのコンサルティング業務</li> <li>3. 電気通信事業、情報提供事業<u>および</u>それらの受託</li> <li>4. (現行どおり)</li> <li>5. 特許権その他工業所有権の取得、譲渡<u>および</u>その仲介</li> <li>6. (現行どおり)</li> </ol> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会<br/>(招集の時期及び招集権者)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>Ⅱ. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、代表取締役会長又は代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役会長又は代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、代表取締役会長又は代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役会長又は代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>Ⅱ. (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会<br/>(招集の時期および招集権者)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>Ⅱ. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、代表取締役会長または代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役会長または代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、代表取締役会長または代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役会長または代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>Ⅱ. (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>Ⅱ. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役・取締役会及び代表取締役(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>21</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>Ⅱ. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役・取締役会および代表取締役(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は<u>5</u>名以内とする。</p> <p>Ⅱ. 当社の監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>Ⅱ. (条文省略)</p> | <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>Ⅱ. (現行どおり)</p>                                                                                                                                |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>              | <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>Ⅱ. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>Ⅲ. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>II. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>III. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>IV. 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会が定める取締役会規程による。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> | <p>(取締役会)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>II. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>III. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>IV. 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会が定める取締役会規程による。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長1名を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第23条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(執行役員)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を執行させることができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の員数)</p> <p>第23条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(監査役の選任の方法)</p> <p>第24条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(監査役の任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>II. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> | <p style="text-align: center;"><u>II. 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長1名およびその他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(常勤監査役)</u><br/> 第26条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>                                                                                                                         | <p>(削 除)</p>                                                                                                  |
| <p><u>(監査役会の招集)</u><br/> 第27条 <u>監査役会の招集は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。</u><br/> <u>但し、緊急のあるときは、これを短縮することができる。</u><br/> Ⅱ. <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会が定める監査役会規程による。</u></p> | <p>(削 除)</p>                                                                                                  |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                               | <p>第5章 監査等委員会<br/> <u>(常勤の監査等委員)</u></p>                                                                      |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                               | <p>第26条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                      |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                               | <p><u>(監査等委員会)</u><br/> 第27条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="213 505 695 619">           第6章 取締役、監査役の責任免除<br/>           (損害賠償責任の一部免除)<br/>           第28条 (新 設)         </p> <p data-bbox="323 867 743 1138">           当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）<u>、</u><br/> <u>監査役との間に、当社に対する賠償責任に関する契約を締結</u><br/> <u>することができる。ただし、そ</u><br/> <u>の賠償責任の限度額は法令が定</u><br/> <u>める金額とする。</u> </p> | <p data-bbox="837 250 1315 443"> <u>II. 監査等委員会に関する事項につ</u><br/> <u>いては、法令または定款に別段</u><br/> <u>の定めがある場合のほか、監査</u><br/> <u>等委員会が定める監査等委員会</u><br/> <u>規程による。</u> </p> <p data-bbox="784 505 1209 619">           第6章 取締役の責任免除<br/>           (損害賠償責任の一部免除)<br/>           第28条         </p> <p data-bbox="893 588 1315 858"> <u>当社は、会社法第426条第1</u><br/> <u>項の規定により、任務を怠った</u><br/> <u>ことによる取締役（取締役であ</u><br/> <u>った者を含む。）の賠償責任</u><br/> <u>を、法令の限度において、取締</u><br/> <u>役会の決議によって免除するこ</u><br/> <u>とができる。</u> </p> <p data-bbox="837 867 1315 1138"> <u>II. 当社は、取締役（業務執行取</u><br/> <u>締役等であるものを除く。）と</u><br/> <u>の間に、当社に対する賠償責</u><br/> <u>任に関する契約を締結するこ</u><br/> <u>とができる。ただし、当該契約に</u><br/> <u>基づく賠償責任の限度額は法令</u><br/> <u>が定める金額とする。</u> </p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>Ⅱ. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第32条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>Ⅱ. 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> | <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>Ⅱ. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第32条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>Ⅱ. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名                   | 現在の当社における地位 | 属性 |
|-----------|----------------------|-------------|----|
| 1         | おお つか のぶ ゆき<br>大塚 信行 | 代表取締役社長     | 再任 |
| 2         | たな はし よし のり<br>棚橋 祥紀 | 代表取締役専務     | 再任 |

候補者番号

1

お お つ か

大塚

の ぶ ゆ き

信行

再任

生年月日 / 1962年12月22日生

所有する当社の株式数 / 52,200株

#### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1982年 4月 株式会社ヒューモラトリー入社
- 1987年 2月 株式会社丸紅ハイテック・コーポレーション（現丸紅情報システムズ株式会社）入社
- 1991年 4月 当社入社
- 2006年10月 ソリューションビジネス統括部テスト技術部長
- 2009年 4月 テストソリューション本部長
- 2012年 6月 当社取締役テストソリューション本部長
- 2016年 4月 当社取締役テストソリューション本部担当
- 2018年11月 当社専務取締役テストソリューション本部担当
- 2019年 4月 当社代表取締役専務
- 2021年 4月 当社代表取締役社長（現任）

#### [ 重要な兼職の状況 ]

STAr Technologies, Inc. 董事

STAR-PROBE MICROTECH PTE. LTD. 取締役

INNOTECH FRONTIER, Inc. 取締役

#### 取締役候補者とした理由

当社の半導体テスト事業を立上げ時から育成してきた経験、実績に加え、国内外の子会社の経営にも参画し、経営面においても豊富な経験を有しております。2019年からは当社代表取締役専務、2021年4月からは代表取締役社長として、当社の経営を担ってきた実績を有しております。今後もこれらの経験を当社の経営に活かすことが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

た な は し  
棚 橋

よ し の り  
祥 紀

再任

生 年 月 日 / 1967年12月 5日生

所有する当社の株式数 / 32,300株

#### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1990年 4月 株式会社野村総合研究所入社
- 1997年 6月 野村証券株式会社転籍
- 1999年 5月 メリルリンチ証券会社東京支店（現BofA証券株式会社）入社
- 2001年 1月 同社投資銀行部門ヴァイス・プレジデント
- 2003年 8月 株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ（現スカパーJSAT株式会社）入社
- 2004年11月 同社経営企画室長
- 2009年 4月 同社管理本部統括部長
- 2010年 8月 当社入社、管理本部財務経理部長
- 2011年 4月 当社管理本部長
- 2013年 6月 当社取締役管理本部長
- 2021年 4月 当社代表取締役専務（現任）

#### [ 重要な兼職の状況 ]

- アイティアアクセス株式会社監査役
- 三栄ハイテックス株式会社取締役
- 株式会社レグラス取締役
- ガイオ・テクノロジー株式会社取締役
- STAR Technologies, Inc. 監察人
- INNOTECH FRONTIER, Inc. 取締役

#### 取締役候補者とした理由

金融業界や事業会社経営企画部門での豊富な経験により、財務、企画管理等の分野で幅広く経営に携わり、2021年4月からは当社代表取締役専務として、当社の経営を担ってきた実績を有しております。今後もこれらの経験を当社の経営に活かすことが期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。


招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- 
- (注) 1. 各取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や意図的な違法行為に起因して生じた損害等は填補の対象外としております。各候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名              | 現在の当社における地位 | 属性 |    |       |
|-----------|-----------------|-------------|----|----|-------|
| 1         | あん じょう<br>安生 一郎 | 取締役         | 新任 | 社外 | 独立    |
| 2         | なか え<br>中江 公人   | 取締役         | 新任 | 社外 | 独立    |
| 3         | ひろ せ<br>廣瀬 史乃   | 取締役         | 新任 | 女性 | 社外 独立 |

候補者番号

1

あ ん じ ょ う

安 生

い ち ろ う

一 郎

新任

社外

独立

生 年 月 日 / 1952年 7月 3日生

所有する当社の株式数 / - 株

#### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1978年 4月 株式会社日立製作所入社
- 2000年 3月 同社半導体グループ生産統括本部DRAM担当部長
- 2000年12月 NEC日立メモリ株式会社出向、共通技術本部生産技術部副部長
- 2004年 4月 エルピーダメモリ株式会社（現マイクロンメモリジャパン株式会社）入社
- 2005年 4月 同社マーケティング&デザインOffice NPD Gr.エグゼクティブマネージャー
- 2008年 3月 株式会社実装パートナーズ設立、同社代表取締役社長（現任）
- 2016年 6月 当社社外取締役（現任）

#### [ 重要な兼職の状況 ]

株式会社実装パートナーズ代表取締役社長

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年の半導体事業の経験と高い見識を活かし、引き続き専門的な観点から取締役の職務執行に対して監督、助言いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、任意の諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

#### 社外取締役としての在任期間

本総会終結の時をもって7年間



候補者番号

2

なか え きみ と  
中江 公人

新任

社外

独立

生年月日 / 1953年6月30日生

所有する当社の株式数 / 一 株

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1976年 4月 大蔵省（現財務省）入省
- 1981年 7月 国税庁日立税務署長
- 1990年 5月 在ニューヨーク日本国総領事館領事
- 1993年 7月 大蔵省大臣官房文書課広報室長
- 1994年 7月 大蔵省主計局主計企画官（調整担当）
- 1995年 5月 内閣官房長官秘書官
- 1997年 7月 大蔵省主計局主計官（外務、通産、経済協力係担当）
- 1998年 7月 防衛庁経理局会計課長
- 2000年 7月 金融庁検査局総務課長
- 2001年 7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局総務検査課長
- 2002年 7月 金融庁総務企画局総務課長
- 2003年 7月 金融庁総務企画局審議官（検査局担当）
- 2004年 7月 金融庁総務企画局審議官（企画担当）
- 2005年 8月 金融庁総務企画局総括審議官
- 2007年 7月 防衛省経理装備局長
- 2009年 8月 防衛事務次官
- 2012年 2月 防衛省顧問
- 2012年 6月 労働金庫連合会特別顧問
- 2013年 2月 公益財団法人東京財団政策研究所監事（現任）
- 2014年 6月 労働金庫連合会理事長
- 2014年 6月 一般社団法人全国労働金庫協会理事長
- 2021年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2022年 7月 大和証券株式会社社外監査役（現任）

#### [ 重要な兼職の状況 ]

公益財団法人東京財団政策研究所監事／大和証券株式会社社外監査役

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

行政機関及び金融機関における長年の経験と専門的知識をもとに、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言及び業務執行に対する適切な監督をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、任意の諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

### 社外取締役としての在任期間

本総会終結の時をもって2年間

候補者番号

3

ひろ せ  
廣 瀬  
し の  
史 乃

新任

女性

社外

独立

生 年 月 日 / 1967年 3月 8日生

所有する当社の株式数 / - 株

#### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1989年 4月 日刊スポーツ新聞社入社
- 2000年 4月 弁護士登録
- 2000年 4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所
- 2004年 4月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー（現任）
- 2006年10月 中国・北京对外経済貿易大学留学
- 2008年 4月 在中国日本国大使館赴任（一等書記官）
- 2014年 9月 株式会社ジョイフル本田社外監査役（現任）
- 2016年 6月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）社外監査役（現任）
- 2018年 5月 一般財団法人全日本野球協会常務理事（現任）
- 2019年 9月 一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構監事（現任）
- 2020年 6月 公益財団法人日本バスケットボール協会監事（現任）
- 2021年 6月 当社社外取締役（現任）

#### [ 重要な兼職の状況 ]

阿部・井窪・片山法律事務所パートナー／株式会社ジョイフル本田社外監査役／  
日本水産株式会社社外監査役／一般財団法人全日本野球協会常務理事／  
一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構監事／公益財団法人日本バスケットボール協会監事

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として企業法務及びコンプライアンス問題に精通しているうえ、豊富な国際経験や企業活動に関する幅広い見識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の経営全般に反映していただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、任意の諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

#### 社外取締役としての在任期間

本総会終結の時をもって2年間

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安生一郎氏、中江公人氏及び廣瀬史乃氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、安生一郎氏、中江公人氏及び廣瀬史乃氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、社外取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合は、新たに監査等委員である取締役として同内容の契約を継続する予定であります。
4. 当社は、安生一郎氏、中江公人氏及び廣瀬史乃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や意図的な違法行為に起因して生じた損害等は填補の対象外としております。各候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第3、4号議案が原案どおり承認された場合の取締役候補者のスキルマトリックス

| 氏名    | 現在の当社における地位 | 性別 | 属性   | 当社が期待する知見、経験のうち、特に生かすことができるスキル |       |             |           |             |         |              |
|-------|-------------|----|------|--------------------------------|-------|-------------|-----------|-------------|---------|--------------|
|       |             |    |      | 企業経営                           | 財務・会計 | 法務・コンプライアンス | グローバルビジネス | 業界知見・テクノロジー | 投資・新規事業 | ESG・サステナビリティ |
| 大塚 信行 | 代表取締役社長     | 男性 |      | ●                              |       |             | ●         | ●           | ●       |              |
| 棚橋 祥紀 | 代表取締役専務     | 男性 |      | ●                              | ●     | ●           |           |             | ●       | ●            |
| 安生 一郎 | 社外取締役       | 男性 | 社外独立 | ●                              |       |             |           | ●           | ●       |              |
| 中江 公人 | 社外取締役       | 男性 | 社外独立 | ●                              | ●     |             |           |             |         | ●            |
| 廣瀬 史乃 | 社外取締役       | 女性 | 社外独立 |                                |       | ●           | ●         |             |         | ●            |

※各取締役候補者の有する全てのスキルを表すものではありません。



- (注) 1. 加藤功氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 加藤功氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、加藤功氏の選任が承認され監査等委員である取締役に就任した場合は、加藤功氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、加藤功氏の選任が承認され監査等委員である取締役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や意図的な違法行為に起因して生じた損害等は填補の対象外としております。加藤功氏の選任が承認され監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2001年6月28日開催の第15回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する基本方針は事業報告に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後も概ね同内容の方針とする予定であります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針は、後述の「（ご参考）役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の内容に変更することを予定しております。

本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬である「月額報酬」及び短期の業績に連動した「業績連動報酬」を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は2名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額決定の件

### 1. 譲渡制限付株式報酬制度の導入目的等

当社は、2017年6月21日開催の第31回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式を付与する報酬制度（以下、本議案において「本制度」という。）の導入についてご承認をいただき、今日に至っておりますが、今般、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）を対象とした本制度に係る譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬としての金銭債権の総額を、年額150百万円以内として新たに設定すること、各対象取締役に対する具体的な金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する基本方針は事業報告に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後も概ね同内容の方針とする予定であります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針は、後述の「（ご参考）役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の内容に変更することを予定しておりますが、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は、2017年6月21日開催の第31回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると判断しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

また、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

現在の対象取締役は9名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は2名となります。

### 2. 制度の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式と



して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。) 以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式の発行又は処分を受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社の取締役会において決定するものといたします。また、本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、本議案において「本割当契約」という。)を締結するものといたします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下、本議案において「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下、本議案において「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下、本議案において「譲渡制限」という。)

#### (2) 退任時の取扱い


対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて、(下記(5)「業績達成度に応じた解除条件」を本割当契約に含める場合には、下記(5)において定める業績達成度を踏まえて)合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限



が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)業績達成度に応じた解除条件

当社は、必要に応じて、本割当株式の譲渡制限に関する解除条件として、当社の取締役会が予め設定した業績達成度に応じて、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(6)その他当社の取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しておりますが、第2号議案、第6号議案及び第8号議案が原案どおり承認可決された場合、以下のように変更する予定です。

1. 基本方針

- ・各取締役の役割や責任に応じた報酬体系とします。
- ・業績や企業価値の向上を図る適切なインセンティブとして機能させます。
- ・中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、株主との利益意識を共有します。
- ・決定プロセスの透明性と、報酬水準の客観性・公平性を確保します。
- ・報酬体系や水準は経済・社会情勢や当社グループの経営環境を踏まえ、適宜見直しを行います。

2. 取締役の報酬等の構成及び決定方法の概要

取締役の報酬等は、固定報酬である「月額報酬」、短期の業績に連動した「業績連動報酬」及び中長期インセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」で構成されており、それぞれの内容は以下のとおりであります。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、経営の監督や経営に対する助言を行うとの役割を考慮し、「月額報酬」のみとします。

| 報酬等の種類         | 報酬等の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 固定報酬<br>(月額報酬) | 全ての取締役に対して、経営監督を担う職責及び業務執行を担う職責に対する対価として、役職及び職責に応じて支給します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 業績連動報酬         | 業績連動報酬は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対して連結業績に基づいて支給される賞与であり、その支給及び支給額に関しては事業年度ごとの親会社株主に帰属する当期純利益の目標達成を条件とし、その目標超過率によって変動することとします。親会社株主に帰属する当期純利益を利益目標として採用する理由は、企業価値の向上や株主還元の充実に直接寄与する重要な経営指標と考えるためであります。<br>支給総額の上限は、支給対象取締役及び執行役員の月額報酬合計額の300%までとしており、各取締役及び執行役員への配分については、分掌する事業の連結業績に対する貢献度や期初予算の達成度、ESG/SDGsへの取組み実績に加え、役職や職責などを考慮し決定します。業績評価の指標としては、業績責任を測る上で最適と考えている連結営業利益を採用することとします。 |

|               |                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 譲渡制限付<br>株式報酬 | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との利益意識を共有することを目的として付与します。各取締役に付与する株式数については、まず前事業年度の連結ROEと前事業年度末の連結PBRをそれぞれ50%の比率で評価指標として用いて付与する株式の総数の上限を決め、各取締役の中長期の企業価値拡大への貢献を評価し決定します。 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

諮問委員会は株主総会の決議及び役員報酬規程に定める基準並びに業績評価に基づき、報酬総額及び代表取締役を含む取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の「月額報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」の個人別の報酬額の妥当性・公平性について審議を行い、取締役会に答申いたします。取締役会は、その答申をもとに取締役の個人別の報酬額を決定します。

また、代表取締役を含む取締役及び執行役員の「業績連動報酬」については、取締役会にて、支給総額の上限、及び個人別の報酬額の決定を代表取締役社長執行役員である大塚信行に一任する旨を決議します。その権限の内容は、各取締役及び執行役員が分掌する事業の連結業績に対する貢献度や期初予算の達成度、ESG/SDGsへの取組み実績に加え、役職及び職責などを考慮した業績連動報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役及び執行役員が分掌する事業の評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適していると考えためであります。諮問委員会は株主総会の決議及び役員報酬規程に定める基準並びに業績評価に基づき、代表取締役を含む取締役及び執行役員の「業績連動報酬」の個人別の報酬額の妥当性・公平性について審議を行い、代表取締役社長執行役員に答申します。代表取締役社長執行役員は、その答申をもとに、取締役会決議により一任された範囲内で、個人別の報酬額を決定します。

以 上

(提供書面)

# 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い社会経済活動の正常化が進み、個人消費の回復などにより景気に持ち直しの動きがみられたものの、ウクライナ情勢や急激な円安の進行等を背景とした資源価格の高騰や物価高の影響に加え、部材供給難の長期化や米国による中国への輸出規制強化など、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、半導体設計用(EDA)ソフトウェアや決済端末の販売が堅調に推移したものの、研究開発への注力や事業拡大に伴う人員増などが影響したことから、売上高38,629百万円(前期比3.7%増)、営業利益2,319百万円(同10.3%減)、経常利益2,480百万円(同16.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益1,666百万円(同24.1%減)となりました。

事業区分別の経営成績は次のとおりであります。

招集  
し  
通知

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

事  
業  
報  
告

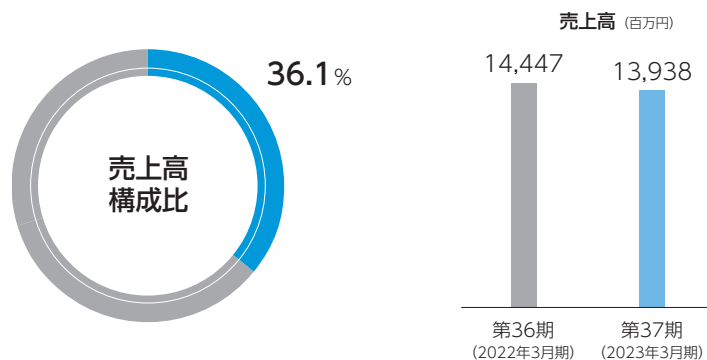
計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告

## テストソリューション事業

テストソリューション事業は、半導体メモリー市場等の顧客を中心に当社グループのエンジニアリング力を活かし、高付加価値製品の提供に注力するとともに、顧客ニーズに対応した製品の開発や新規市場の開拓に積極的に取り組んでまいりました。当事業においては、半導体不足に伴う一部部材の長納期化や価格高騰の影響を受けましたが、設計変更による代替部品への切り替えや新規調達先開拓などの対応により影響の最小化に努めてまいりました。自社製テストシステムは、市況悪化に伴う国内顧客の投資抑制によりメモリー向けテスターの需要が減退したことに加え、海外向け販売も低迷したことから減収となり、これに伴う在庫評価損を計上したものの、新製品の販売好調により一定の収益性は確保しました。台湾のSTAr Technologies, Inc.は、信頼性試験装置の需要が堅調に推移したものの、プローブカード販売の伸び悩みや部材調達難、研究開発への注力や事業拡大に伴う人員増などにより収益性は低下しました。

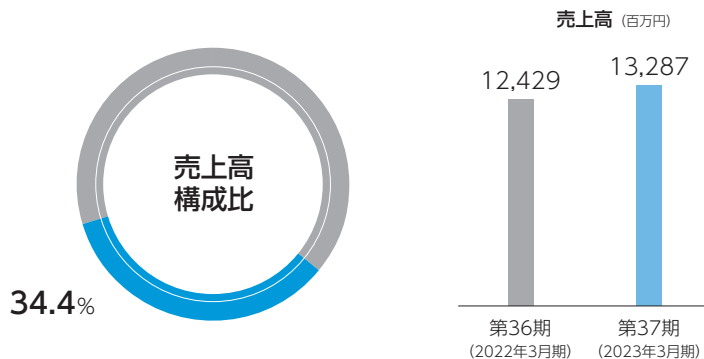
その結果、当事業の売上高は13,938百万円（前期比3.5%減）、セグメント利益は957百万円（同37.6%減）となりました。



## 半導体設計関連事業

半導体設計関連事業は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により社会経済活動の正常化が進むなか、インターネット等の活用に加え対面での営業活動を再開し、売上拡大及び収益の安定化に努めてまいりました。主力商品の半導体設計用（EDA）ソフトウェアは、新規顧客への販売が増加したほか、既存顧客からの受注が伸長したことなどにより増収となりました。三栄ハイテックス株式会社のLSI設計受託ビジネスは、海外事業がロックダウンの影響を受け伸び悩んだものの、国内における主力顧客の需要が概ね堅調に推移し増収となりました。株式会社モーデックのシミュレーションモデル製品販売や設計支援サービスも半導体や自動車関連向けを中心に概ね堅調に推移いたしました。

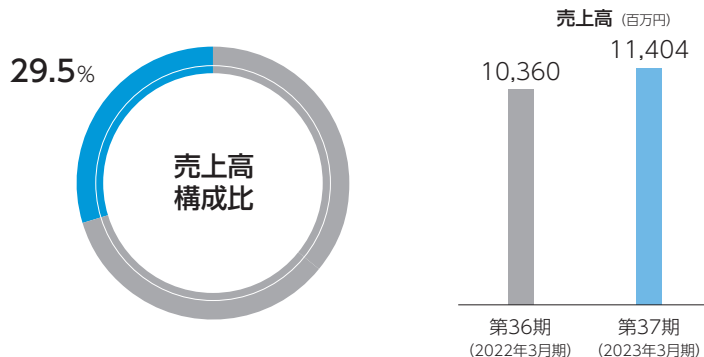
その結果、当事業の売上高は13,287百万円（前期比6.9%増）、セグメント利益は632百万円（同4.3%増）となりました。



## システム・サービス事業

システム・サービス事業は、当社グループのエンジニアリング力を活かし、特徴ある製品の開発やサービスの提供に注力してまいりました。当事業においても、半導体不足やサプライチェーンの混乱等による一部部材の長納期化や価格の高騰が続いておりますが、先行手配や新規調達先開拓、代替部品への変更などの柔軟な対応により影響の最小化に努める一方、展示会への出展を再開し新規顧客の獲得や商談件数の増加を図るなど積極的な営業活動を行ってまいりました。自社製CPUボードやBOX型コンピューターなどの組込み製品は、社会インフラや産業機械向けなどを中心とした需要の高まりを受け増収となりました。アイティアアクセス株式会社は、社会経済活動の正常化などに伴い決済端末の需要が回復したことに加え、クラウド決済サービスの収益も貢献し増収増益となりました。ガイオ・テクノロジー株式会社は、自動車関連の需要が本格的な回復に至らないなか、車載向け組込みソフト検証ツール販売は伸び悩んだものの、エンジニアリングサービスの需要が回復し増収増益となりました。一方、株式会社レグラスのAIカメラシステムは、建設機械向けの販売が増加したものの、量産案件が低迷したことに加え、受託開発もプロジェクトの遅れなどにより伸び悩み減収となりました。

その結果、当事業の売上高は11,404百万円（前期比10.1%増）、セグメント利益は1,333百万円（同19.6%増）となりました。



### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,000百万円の調達を行いました。



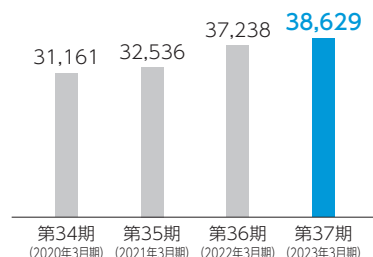
## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             |      | 第34期       | 第35期       | 第36期       | 第37期                    |
|-----------------|------|------------|------------|------------|-------------------------|
|                 |      | (2020年3月期) | (2021年3月期) | (2022年3月期) | (当連結会計年度)<br>(2023年3月期) |
| 売上高             | (千円) | 31,161,788 | 32,536,419 | 37,238,244 | 38,629,761              |
| 経常利益            | (千円) | 1,896,094  | 2,460,679  | 2,984,733  | 2,480,895               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (千円) | 1,168,765  | 1,534,868  | 2,194,543  | 1,666,583               |
| 1株当たり当期純利益      |      | 80円99銭     | 120円74銭    | 168円65銭    | 126円95銭                 |
| 総資産額            | (千円) | 34,967,020 | 37,680,193 | 40,541,227 | 43,629,265              |
| 純資産額            | (千円) | 20,418,673 | 21,127,174 | 23,167,236 | 24,589,987              |
| 1株当たり純資産額       |      | 1,528円53銭  | 1,578円17銭  | 1,694円65銭  | 1,796円30銭               |

- (注) 1. 第37期の1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託（J-ESOP）に係る信託E口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託（J-ESOP）に係る信託E口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

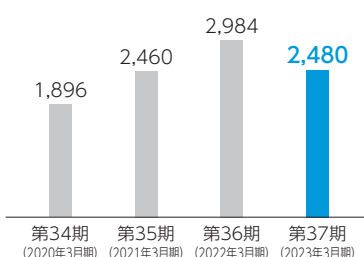
### 売上高

(百万円)



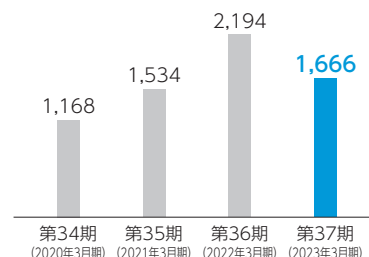
### 経常利益

(百万円)



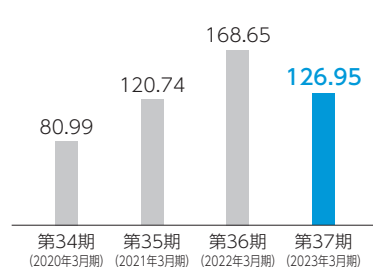
### 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



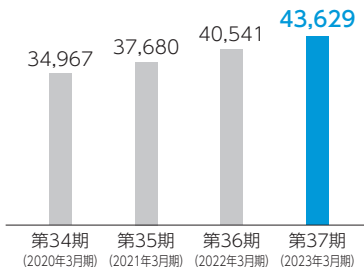
### 1株当たり当期純利益

(円)



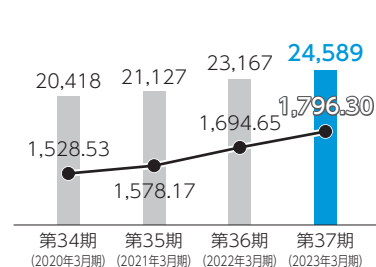
### 総資産額

(百万円)



### 純資産額/1株当たり純資産額

■ 純資産額 (百万円) ● 1株当たり純資産額 (円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                   | 資本金または出資金             | 議決権比率   | 主 要 な 事 業 内 容                        |
|-----------------------------------------|-----------------------|---------|--------------------------------------|
| 三栄ハイテックス株式会社                            | 302百万円                | 100.00% | L S I の設計・開発受託<br>派遣業務               |
| ガイオ・テクノロジー株式会社                          | 298百万円                | 100.00% | 組込みソフト開発検証ツールの開<br>発・販売・保守、派遣業務      |
| アイティアアクセス株式会社                           | 200百万円                | 85.00%  | ブラウザ、リアルタイムOSの開発<br>支援・販売、電子機器の開発・販売 |
| 株 式 会 社 モ ー デ ッ ク                       | 95百万円                 | 86.13%  | シミュレーションモデルの設計・開<br>発支援              |
| 株 式 会 社 レ グ ラ ス                         | 50百万円                 | 100.00% | 画像処理システムの開発                          |
| ジェイ・エス・シー株式会社                           | 20百万円                 | 100.00% | ソフトウェアの受託開発、組込みソ<br>フトの開発            |
| STAr Technologies, Inc.                 | 634,297千<br>台湾ドル      | 92.36%  | 半導体検査装置、プローブカードの<br>製造・販売            |
| 三栄高科設計（成都）有限公司                          | 11,800千<br>中国元        | 100.00% | L S I の設計受託                          |
| SANEI HYTECHS VIETNAM co.,<br>Ltd.      | 10,892,500千<br>ベトナムドン | 100.00% | L S I、ソフトウェアの設計・開発<br>受託             |
| INNOTECH FRONTIER, Inc.                 | 12,510千<br>米ドル        | 100.00% | 市場調査、投資業務                            |
| Fenox Innotech Venture Company VI, L.P. | 8,470千<br>米ドル         | 99.00%  | 投資業務                                 |

- (注) 1. ジェイ・エス・シー株式会社、三栄高科設計（成都）有限公司及びSANEI HYTECHS VIETNAM co., Ltd.に対する当社の議決権比率は、当社の子会社である三栄ハイテックス株式会社を通じての間接所有分であります。
2. Fenox Innotech Venture Company VI, L.P.に対する当社の議決権比率は、当社の子会社であるINNOTECH FRONTIER, Inc.を通じての間接所有分であります。

#### (4) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う社会経済活動への制約がほぼ解消され、コロナ禍で抑制されてきた個人消費や設備投資の回復などにより、緩やかに持ち直していくものと思われま。一方、欧米におけるインフレ対策としての急激な政策金利の引き上げによる景気後退リスクや米国による対中輸出規制強化、ウクライナ情勢などの地政学的リスクの影響が懸念されるほか、部材調達難の長期化や資源価格の高騰など、先行きが不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループが参画する先端エレクトロニクス業界は、足元では半導体市況の悪化や部材調達難、対中輸出規制強化の影響などが懸念されるものの、中国や新興国の生産能力の拡大、経済安全保障強化の動きに伴う半導体工場の新設、自動車産業のエレクトロニクス化の進展など中長期的には大きな成長が見込まれ、また先進国での人口減少に伴う生産性向上や脱炭素、省エネルギーへの対応要求にもエレクトロニクス技術のさらなる活用が必須であると考えられます。

このような状況の下、当社グループは、多様化する顧客ニーズを読み取り、最適なソリューションを取り揃え提供していくことで、顧客にとって不可欠なパートナーであり続けることを目指して取り組んでおります。当社グループが対処すべき当面の課題として、2019年度から2023年度までの現中期経営計画において掲げた以下の事項に取り組んでおり、企業価値をさらに高めていく所存です。

##### ① テストソリューション事業の成長

半導体製造装置の輸入販売事業から撤退したのち、ゼロから参入した自社製メモリーテスター事業は、現在当社グループの主力事業に成長しており、2014年度に買収したSTAr Technologies, Inc.も積極的な研究開発や人材投資などにより事業規模を拡大してまいりました。テストソリューション事業は、強みである顧客ニーズの把握とそれに応じた柔軟な設計に基づく専用テスターや信頼性試験装置、プローブカードの開発により、限られた分野ではあるものの確固たるポジションを築いておりますが、こうした強みを他の用途のテスター等に応用し製品ラインナップを拡充するとともに、海外顧客の獲得にも注力し事業の安定化とさらなる成長を目指します。

##### ② 自社製品売上の増加／メーカー機能の強化

近年、当社グループは先端的な自社ソリューション、自社製品の開発・展開を図ってまいりました。ガイオ・テクノロジー社やレグラス社の買収を含め、ここ数年で当社グループにおける自社製品／サービス売上の比率は急激に上昇してきており、当連結会計年度においては7割を超えております。売上高研究開発費比率も上昇してきており、優秀な技術者の確保や品質管理の強化などメーカーとしての機能を充実させるため、採用活動や品質管理の社内規則の制定などに積極的に取り組んでおります。今後も引き続き自社製品／サービスの拡充に注力してまいります。

### ③ 顧客ベースの拡大／海外市場開拓

当社グループの顧客は、従来の輸入商社ビジネスにおいては国内の大手エレクトロニクス企業に大きく偏っておりました。近年、テリトリー制限のない自社製品／サービス事業の展開により、当社グループの顧客層は車載、インフラ、医療などの他業種へ、さらにはアジアを中心とした海外へと拡大を見せ始めており、今後もさらにこの流れを推し進めてまいります。

### ④ 新規分野への積極的な取り組み

長期的な成長機会の獲得を見据え、新規事業の開拓にも積極的に取り組んでおります。コーポレートベンチャーキャピタルとして設立したFenox Innotech Venture Company VI, L.P.によるベンチャー企業への投資を含め、さまざまなビジネスチャンスを模索しており、AIを活用したロボットによる生産現場の省力化システムを納入するなど、少しずつ成果が現れ始めているほか、引き続き人工知能、ロボティクス、クラウド、ビッグデータ解析といった分野の事業立ち上げを目指してまいります。

### ⑤ 資本効率の向上

2018年2月7日に公表した「イノテックグループの資本政策に関する基本方針」を現中期経営計画においても踏襲し、ROE 8%超の実現のため資本政策についても柔軟に対応するとともに、株主還元の充実にも引き続き注力してまいります。

### ⑥ ESG活動の推進

わが国の企業を取り巻く規制や経営環境は日々変化しており、当社グループの事業や関連する外部環境も大きく変動しております。このような状況の下、当社グループでは国際的なビジネスに対応するためのガバナンス体制の構築、地域社会への貢献、社員に対する教育の充実、気候変動や環境への配慮等に関し、これまで以上に積極的に取り組むとともに、こうした活動について当社ウェブサイトにて専用ページ (<https://www.innotech.co.jp/esg/>) を開設し情報開示の充実を図っており、当社グループが社会にとって不可欠な存在であるということを理解していただけるよう努め、中長期の持続的成長の実現へと繋げてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは半導体及び電子機器に係る製商品の開発、販売及びサービスの提供を主要な事業としております。事業別の売上高は次のとおりであります。

(単位：千円)

| 事業区分         | 主要製商品・事業内容                                            | 売上高        | 構成比    |
|--------------|-------------------------------------------------------|------------|--------|
| テストソリューション事業 | テストシステム開発販売、プローブカード製造販売                               | 13,938,015 | 36.1%  |
| 半導体設計関連事業    | EDAソフトウェア販売、LSI受託設計開発、シミュレーションモデルの設計・開発支援             | 13,287,564 | 34.4%  |
| システム・サービス事業  | 電子機器・画像処理システム開発販売、組み込みボード/ソフトウェア販売・開発・検証支援、モデルベース開発支援 | 11,404,181 | 29.5%  |
| 計            |                                                       | 38,629,761 | 100.0% |

(6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

| 名称          | 所在地        |
|-------------|------------|
| 本 社         | 神奈川県横浜市港北区 |
| 物 流 セ ン タ ー | 神奈川県横浜市港北区 |

② 連結子会社

| 名称                          | 所在地        |
|-----------------------------|------------|
| 三 栄 ハ イ テ ッ ク ス 株 式 会 社     | 静岡県浜松市東区   |
| ガ イ オ ・ テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社 | 東京都品川区     |
| ア イ テ ィ ア ク セ ス 株 式 会 社     | 神奈川県横浜市港北区 |
| 株 式 会 社 レ グ ラ ス             | 東京都新宿区     |
| 株 式 会 社 モ ー デ ッ ク           | 東京都八王子市    |
| ジ ェ イ ・ エ ス ・ シ ー 株 式 会 社   | 愛知県名古屋市中村区 |
| STAr Technologies, Inc.     | 台湾 新竹市     |
| INNOTECH FRONTIER, Inc.     | 米国 ネバダ州    |

## (7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数  | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-------|-------------|
| テストソリューション事業 | 817名  | 92名増        |
| 半導体設計関連事業    | 579   | 1名増         |
| システム・サービス事業  | 286   | 7名減         |
| 全社（共通）       | 46    | －           |
| 合計           | 1,728 | 86名増        |

(注) 1. 使用人数は、当社及び連結子会社の従業員数であります。

2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 212名 | 1名増       | 43.5歳 | 13.8年  |

(注) 使用人数は従業員数であります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額         |
|--------------|-------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 2,078,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 1,250,000   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,200,000   |
| 株式会社横浜銀行     | 1,150,000   |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,700,000株
- ③ 株主数 12,467名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                                | 持株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|------------------------------------|------------|-------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）            | 1,634,900  | 12.40       |
| Castlewilder Unlimited Company     | 456,000    | 3.46        |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                 | 441,500    | 3.35        |
| 株式会社みずほ銀行                          | 420,000    | 3.19        |
| 澄田 誠                               | 410,200    | 3.11        |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 334,700    | 2.54        |
| 株式会社三井住友銀行                         | 320,000    | 2.43        |
| イノテック社員持株会                         | 313,700    | 2.38        |
| 株式会社北陸銀行                           | 265,400    | 2.01        |
| 加藤 一雄                              | 202,500    | 1.54        |

(注) 1. 当社は、自己株式516,918株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は2022年7月21日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月19日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対し自己株式28,500株の処分を行いました。

## ⑥ その他株式に関する重要な事項

### イ. 自己株式の処分

当社は2022年7月21日開催の取締役会において株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

|           |                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------|
| 処分した株式の種類 | 当社普通株式                                                           |
| 処分した株式の総数 | 42,000株                                                          |
| 処分価額の総額   | 56,154,000円                                                      |
| 処分日       | 2022年8月19日                                                       |
| 処分先       | 株式会社日本カストディ銀行（信託E□）                                              |
| 処分目的      | 株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴い、所定の要件を満たす当社の従業員に対し、株式を付与するため、自己株式を処分いたしました。 |

### ロ. 自己株式の処分

当社は2022年7月21日開催の取締役会において当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

|           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 処分した株式の種類 | 当社普通株式                                           |
| 処分した株式の総数 | 4,400株                                           |
| 処分価額の総額   | 5,882,800円                                       |
| 処分日       | 2022年10月31日                                      |
| 処分目的      | 所定の要件を満たす当社の従業員に対し、譲渡制限付株式を付与するため、自己株式を処分いたしました。 |



## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 小 野 敏 彦 | STAr Technologies, Inc. 董事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 大 塚 信 行 | STAr Technologies, Inc. 董事<br>STAR-PROBE MICROTECH PTE. LTD. 取締役<br>INNOTECH FRONTIER, Inc. 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 代 表 取 締 役 専 務 | 棚 橋 祥 紀 | 管理本部担当<br>アイティアアクセス株式会社 監査役<br>三栄ハイテックス株式会社 取締役<br>株式会社レグラス 取締役<br>ガイオ・テクノロジー株式会社 取締役<br>STAr Technologies, Inc. 監察人<br>INNOTECH FRONTIER, Inc. 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 常 務 取 締 役     | 鎚 木 祥 介 | ICソリューション本部担当<br>株式会社モーデック 代表取締役会長<br>ユミルリンク株式会社 社外取締役<br>INNOTECH FRONTIER, Inc. 代表取締役社長<br>三栄ハイテックス株式会社 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 常 務 取 締 役     | 高 橋 尚   | インテリジェントシステムソリューション本部担当<br>アイティアアクセス株式会社 代表取締役社長<br>ガイオ・テクノロジー株式会社 代表取締役会長<br>株式会社レグラス 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 取 締 役         | 劉 俊 良   | テストソリューション本部担当<br>STAr Technologies, Inc. Chairman and CEO<br>STAr-Quest Technologies Pte. Ltd. Director and General Manager<br>UNISTAr Pte.Ltd. Director and General Manager<br>STAr Technologies Korea, LLC. Director<br>STArMind Technologies Private Limited Director and General Manager<br>STAr-EDGE Technologies, Inc. Director<br>STAR-PROBE MICROTECH PTE. LTD. Director and General Manager<br>TECAT TECHNOLOGIES (SUZHOU) LIMITED Director<br>Accel-RF Instruments Corporation Director |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 地 | 位 | 氏 | 名       | 担 当 及 び 重 要 な 状 況                                                                                                                    |
|---|---|---|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 | 締 | 役 | 安 生 一 郎 | 株式会社実装パートナーズ 代表取締役社長                                                                                                                 |
| 取 | 締 | 役 | 中 江 公 人 | 公益財団法人東京財団政策研究所 監事<br>大和証券株式会社 社外監査役                                                                                                 |
| 取 | 締 | 役 | 廣 瀬 史 乃 | 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー<br>株式会社ジョイフル本田 社外監査役<br>株式会社ニッスイ 社外監査役<br>一般財団法人全日本野球協会 常務理事<br>一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構 監事<br>公益財団法人日本バスケットボール協会 監事 |
| 常 | 勤 | 監 | 加 藤 功   | —                                                                                                                                    |
| 常 | 勤 | 監 | 中 越 健 介 | アイティアアクセス株式会社 監査役                                                                                                                    |
| 監 | 査 | 役 | 田 中 伸 男 | —                                                                                                                                    |
| 監 | 査 | 役 | 栗 崎 由 子 | —                                                                                                                                    |

- (注) 1. 取締役安生一郎、取締役中江公人及び取締役廣瀬史乃は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役加藤功、監査役田中伸男及び監査役栗崎由子は社外監査役であります。
3. 常勤監査役加藤功は、リース事業での長年の業務経験があり、財務・会計の十分な知見を有しております。
4. 常勤監査役中越健介は、当社の経理、総務人事、内部監査など幅広い業務に従事し、決算手続き並びに財務諸表の作成等の経験を持つことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役安生一郎、取締役中江公人、取締役廣瀬史乃、常勤監査役加藤功、監査役田中伸男及び監査役栗崎由子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等を除く)及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や意図的な違法行為に起因して生じた損害等は填補の対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役を委員長とする任意の諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりであります。

### A. 基本方針

- ・各取締役の役割や責任に応じた報酬体系とします。
- ・業績や企業価値の向上を図る適切なインセンティブとして機能させます。
- ・中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、株主との利益意識を共有します。
- ・決定プロセスの透明性と、報酬水準の客観性・公平性を確保します。
- ・報酬体系や水準は経済・社会情勢や当社グループの経営環境を踏まえ、適宜見直しを行います。

### B. 取締役の報酬等の構成及び決定方法の概要

取締役の報酬等は、固定報酬である「月額報酬」、短期の業績に連動した「業績連動報酬」及び中長期インセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」で構成されており、それぞれの内容は以下のとおりであります。なお、非常勤取締役及び社外取締役の報酬は、経営の監督や経営に対する助言を行うとの役割を考慮し、「月額報酬」のみとしております。

| 報酬等の種類    | 報酬等の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 月額報酬      | 全ての取締役に対して、経営監督を担う職責及び業務執行を担う職責に対する対価として、役職及び職責に応じて支給しております。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 業績連動報酬    | 業務執行取締役に対して、連結業績に基づいて支給される賞与であり、その支給に関しては事業年度ごとの利益目標の達成を条件としております。支給総額の上限は、親会社株主に帰属する当期純利益の2.5%としております。これは、親会社株主に帰属する当期純利益が、企業価値の向上や株主還元の充実に直接寄与する重要な経営指標と考えるためであります。また、業務執行取締役の業績評価の指標としては、業績責任を測る上で最適と考えている連結営業利益を採用しております。各業務執行取締役への配分については、分掌する事業の連結営業利益に対する貢献度や期初予算の達成度、役職及び職責などを考慮し月額報酬額の0%～300%の範囲内で決定しております。 |
| 譲渡制限付株式報酬 | 業務執行取締役に対して、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主との利益意識を共有することを目的として付与しております。各業務執行取締役に付与する株式数については、まず前事業年度の連結ROEと前事業年度末の連結PBRをそれぞれ50%の比率で評価指標として用いて付与する株式の総数の上限を決め、各業務執行取締役の中長期の企業価値拡大への貢献を評価し決定しております。                                                                                                            |

当社は、独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役を委員長とする任意の諮問委員会を設置しております。諮問委員会は株主総会の決議及び役員報酬規程に定める基準並びに業績評価に基づき、報酬総額及び代表取締役社長を含む業務執行取締役の「月額報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」の個人別の報酬額の妥当性・公平性について審議を行い、取締役会に答申します。取締役会は、その答申をもとに取締役の個人別の報酬額を決定しております。

また、代表取締役社長を含む業務執行取締役の「業績連動報酬」については、取締役会にて、支給総額の上限、及び個人別の報酬額の決定を代表取締役社長である大塚信行に一任する旨を決議しております。

その権限の内容は、各業務執行取締役が分掌する事業の連結営業利益に対する貢献度や期初予算の達成度、役職及び職責などを考慮した業績連動報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各業務執行取締役が分掌する事業の評価を行うには代表取締役社

長が最も適していると考えるためであります。

諮問委員会は株主総会の決議及び役員報酬規程に定める基準並びに業績評価に基づき、代表取締役社長を含む業務執行取締役の「業績連動報酬」の個人別の報酬額の妥当性・公平性について審議を行い、代表取締役社長に答申します。代表取締役社長はその答申をもとに、取締役会決議により一任された範囲内で、個人別の報酬額を決定しております。

C. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定にあたっては、諮問委員会が原案について当該決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としても基本的にその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分       | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) |            |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------|----------------|-----------------|------------|---------------|-----------------------|
|           |                | 固定報酬            | 業績連動<br>報酬 | 譲渡制限付<br>株式報酬 |                       |
| 取 締 役     | 213,783        | 187,800         | —          | 25,983        | 8                     |
| (うち社外取締役) | (21,600)       | (21,600)        | (—)        | (—)           | (3)                   |
| 監 査 役     | 40,800         | 40,800          | —          | —             | 4                     |
| (うち社外監査役) | (27,600)       | (27,600)        | (—)        | (—)           | (3)                   |
| 合 計       | 254,583        | 228,600         | —          | 25,983        | 12                    |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬に係る業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益と連結営業利益であり、その実績は「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況①事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。また、当該指標を選択した理由等については、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
3. 譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として割り当てた譲渡制限付株式に係る当事業年度における費用計上額であります。なお、割り当ての条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであり、当事業年度における交付状況は「2. 会社の現況 (1) 株式の状況⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
4. 取締役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第15回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名です。

また、上記年額報酬とは別枠で、2017年6月21日開催の第31回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の限度額を年額150百万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（社外取締役を除く）です。

5. 監査役の報酬限度額は、2011年6月23日開催の第25回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

## ⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地位  | 氏名    | 重要な兼職の状況                                                                                                                             | 当社との関係       |
|-----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 取締役 | 安生 一郎 | 株式会社実装パートナーズ 代表取締役社長                                                                                                                 | 特別の関係はありません。 |
| 取締役 | 中江 公人 | 公益財団法人東京財団政策研究所 監事<br>大和証券株式会社 社外監査役                                                                                                 | 特別の関係はありません。 |
| 取締役 | 廣瀬 史乃 | 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー<br>株式会社ジョイフル本田 社外監査役<br>株式会社ニッスイ 社外監査役<br>一般財団法人全日本野球協会 常務理事<br>一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構 監事<br>公益財団法人日本バスケットボール協会 監事 | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 加藤 功  | —                                                                                                                                    | —            |
| 監査役 | 田中 伸男 | —                                                                                                                                    | —            |
| 監査役 | 栗崎 由子 | —                                                                                                                                    | —            |

□. 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

| 氏名    | 取締役会出席状況          | 発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                               |
|-------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安生 一郎 | 17回中17回<br>(100%) | 長年の半導体事業の経験と高い見識を活かし、経営全般について適宜、必要な発言を行っております。また、諮問委員会の委員長として全11回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員人事や役員報酬等の決定過程において適切な助言・提言の取り纏めを主導しております。           |
| 中江 公人 | 17回中17回<br>(100%) | 行政機関及び金融機関における長年の経験と専門的知識を有していることから、経営の透明性について適宜、必要な発言を行っております。また、諮問委員会の委員として全11回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員人事や役員報酬等の決定過程における適切な助言・提言を行っております。 |
| 廣瀬 史乃 | 17回中17回<br>(100%) | 弁護士としての専門的な知識・経験に基づき必要な発言を行っております。また、諮問委員会の委員として全11回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員人事や役員報酬等の決定過程における適切な助言・提言を行っております。                              |

・社外監査役

| 氏名    | 取締役会出席状況          | 監査役会出席状況          | 発言状況                                                           |
|-------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------|
| 加藤 功  | 17回中17回<br>(100%) | 22回中22回<br>(100%) | 長年の企業経営者としての豊富な経験に加え、財務・会計の十分な知見を活かし、経営全般について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 田中 伸男 | 17回中17回<br>(100%) | 22回中22回<br>(100%) | 国際的な知識・経験から、当事業の海外進出に係る計画や運営について適宜、必要な発言を行っております。              |
| 栗崎 由子 | 17回中17回<br>(100%) | 22回中22回<br>(100%) | 長年の国際ビジネス経験を通じたグローバルで多様な視点から、当事業全般について適宜、必要な発言を行っております。        |

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

|                                     | 金 額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 54,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 54,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 連結子会社の監査

海外連結子会社であるSTAR Technologies, Inc.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームによる監査を受けております。その他の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ⑥ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ⑦ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。



# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>25,957,534</b> | <b>流動負債</b>    | <b>17,068,453</b> |
| 現金及び預金          | 6,598,397         | 支払手形及び買掛金      | 3,053,286         |
| 受取手形            | 252,534           | 短期借入金          | 5,240,966         |
| 売掛金             | 9,313,752         | 1年内償還予定の社債     | 2,200,000         |
| 契約資産            | 99,510            | 1年内返済予定の長期借入金  | 630,016           |
| 商品及び製品          | 4,839,267         | 未払法人税等         | 439,423           |
| 仕掛品             | 1,349,057         | 前受金            | 3,118,406         |
| 原材料             | 1,917,086         | 賞与引当金          | 317,395           |
| その他             | 1,593,453         | 役員賞与引当金        | 6,200             |
| 貸倒引当金           | △5,525            | その他            | 2,062,759         |
| <b>固定資産</b>     | <b>17,671,730</b> | <b>固定負債</b>    | <b>1,970,824</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,463,168</b> | 長期借入金          | 1,073,280         |
| 建物及び構築物         | 3,440,585         | 役員退職慰労引当金      | 174,453           |
| 機械装置及び運搬具       | 1,420,192         | 株式給付引当金        | 18,598            |
| 土地              | 5,848,453         | 退職給付に係る負債      | 301,560           |
| その他             | 753,937           | その他            | 402,931           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,236,914</b>  | <b>負債合計</b>    | <b>19,039,278</b> |
| のれん             | 1,005,860         | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| その他             | 1,231,053         | <b>株主資本</b>    | <b>22,805,967</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,971,647</b>  | 資本金            | 10,517,159        |
| 投資有価証券          | 1,734,408         | 資本剰余金          | 4,242,744         |
| 繰延税金資産          | 501,560           | 利益剰余金          | 8,697,421         |
| 退職給付に係る資産       | 371,059           | 自己株式           | △651,358          |
| その他             | 1,364,619         | その他の包括利益累計額    | 799,409           |
| <b>資産合計</b>     | <b>43,629,265</b> | その他有価証券評価差額金   | 100,295           |
|                 |                   | 繰延ヘッジ損益        | △44,960           |
|                 |                   | 為替換算調整勘定       | 756,761           |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額   | △12,686           |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>   | <b>128,849</b>    |
|                 |                   | <b>非支配株主持分</b> | <b>855,760</b>    |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>24,589,987</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>43,629,265</b> |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 38,629,761 |
| 売上原価            |         | 26,387,679 |
| 売上総利益           |         | 12,242,082 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 9,922,471  |
| 営業利益            |         | 2,319,610  |
| 営業外収益           |         |            |
| 不動産賃貸料          | 447,271 |            |
| 不動産賃借料          | 78,651  |            |
| 為替差益            | 112,448 |            |
| その他             | 81,363  | 719,734    |
| 営業外費用           |         |            |
| 不動産賃貸費用         | 336,097 |            |
| 投資事業組合運用損       | 88,700  |            |
| その他             | 133,651 | 558,449    |
| 経常利益            |         | 2,480,895  |
| 特別利益            |         |            |
| 補助金収入           | 980     |            |
| 固定資産売却益         | 1,555   | 2,535      |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産圧縮損         | 980     | 980        |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 2,482,451  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 864,839 |            |
| 法人税等調整額         | △97,318 | 767,521    |
| 当期純利益           |         | 1,714,930  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 48,346     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 1,666,583  |

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,237,607</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>9,853,573</b>  |
| 現金及び預金          | 898,888           | 買掛金            | 1,246,660         |
| 受取手形            | 136,169           | 短期借入金          | 2,600,000         |
| 売掛金             | 3,232,851         | 関係会社短期借入金      | 600,000           |
| 商品及び製品          | 2,894,079         | 1年内償還予定の社債     | 2,200,000         |
| 仕掛品             | 1,559             | 1年内返済予定の長期借入金  | 550,000           |
| 前渡金             | 899,670           | 未払金            | 229,825           |
| その他             | 174,734           | 未払費用           | 204,829           |
| 貸倒引当金           | △346              | 未払法人税等         | 118,941           |
| <b>固定資産</b>     | <b>22,179,982</b> | 前受金            | 1,790,682         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,205,064</b>  | 賞与引当金          | 18,300            |
| 建物              | 2,893,065         | その他            | 294,333           |
| 構築物             | 2,342             | <b>固定負債</b>    | <b>1,922,096</b>  |
| 機械及び装置          | 38,170            | 長期借入金          | 950,000           |
| 工具、器具及び備品       | 234,639           | 関係会社長期借入金      | 800,000           |
| 土地              | 5,036,846         | 株式給付引当金        | 18,598            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>13,019</b>     | その他            | 153,498           |
| ソフトウェア          | 9,635             | <b>負債合計</b>    | <b>11,775,670</b> |
| その他             | 3,384             | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>13,961,898</b> | <b>株主資本</b>    | <b>18,457,315</b> |
| 投資有価証券          | 525,502           | 資本金            | 10,517,159        |
| 関係会社株式          | 8,177,169         | 資本剰余金          | 4,296,612         |
| 関係会社長期貸付金       | 4,374,139         | 資本準備金          | 2,730,755         |
| 前払年金費用          | 160,661           | その他資本剰余金       | 1,565,856         |
| 繰延税金資産          | 248,800           | <b>利益剰余金</b>   | <b>4,294,901</b>  |
| その他             | 475,624           | その他利益剰余金       | 4,294,901         |
| <b>資産合計</b>     | <b>30,417,590</b> | 繰越利益剰余金        | 4,294,901         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△651,358</b>   |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | 55,754            |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 100,715           |
|                 |                   | 繰延ヘッジ損益        | △44,960           |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>   | <b>128,849</b>    |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>18,641,919</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>30,417,590</b> |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 額          |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 16,537,830 |
| 売上原価         |         | 12,071,460 |
| 売上総利益        |         | 4,466,370  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 3,507,103  |
| 営業利益         |         | 959,267    |
| 営業外収益        |         |            |
| 不動産賃貸料       | 530,272 |            |
| 受取配当金        | 786,853 |            |
| その他の         | 59,609  | 1,376,735  |
| 営業外費用        |         |            |
| 不動産賃貸費用      | 398,469 |            |
| その他の         | 30,506  | 428,976    |
| 経常利益         |         | 1,907,025  |
| 税引前当期純利益     |         | 1,907,025  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 388,888 |            |
| 法人税等調整額      | △60,272 | 328,615    |
| 当期純利益        |         | 1,578,409  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

イノテック株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 會澤 正志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 男澤 江利子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イノテック株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イノテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

イノテック株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 會澤 正志  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 男澤 江利子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イノテック株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。この際、常勤監査役の役割は極めて重要であり不可欠なものでありました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット回線等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

イノテック株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 加 藤 功 ㊟

常勤監査役 中 越 健 介 ㊟

社外監査役 田 中 伸 男 ㊟

社外監査役 栗 崎 由 子 ㊟

以 上



## ホームページのご案内

イノテック IR

検索



<https://www.innotech.co.jp/ir/>

当社のホームページでは、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくため、最新の情報はじめ、IR資料、業績・財務データ、中期経営計画など様々な情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

### トップメッセージ

#### トップメッセージ



イノテックは、最先端の先端技術を開発・提供し、社会課題の解決に貢献することを使命とし、成長を遂げます。2023年度は、業績目標の達成に向けて「3つの成長戦略」を推進し、株主・投資家の皆様へより良い価値を提供してまいります。

### 中期経営計画

#### 中期経営計画



成長への基盤強化に向けて、セグメント別でのさらなる深化、ESGへの取り組みを推進します。

④ 中期経営計画（2023-2025年度）業績における成長・課題について  
A. 中期経営計画（2023-2025年度）業績における成長・課題について  
B. 中期経営計画（2023-2025年度）業績における成長・課題について  
C. 中期経営計画（2023-2025年度）業績における成長・課題について

### 業績ハイライト

#### 業績ハイライト

##### 経営成績（2023年度第3四半期）

|      |          |        |         |
|------|----------|--------|---------|
| 売上   | 28,122億円 | 営業利益   | 1,430億円 |
| 経常利益 | 1,663億円  | 純利益（注） | 990億円   |



IR情報

- 個人投資家の皆様へ
- 証券方針
- 業績・財務情報
- IRニュース
- 株主・株式情報
- IR資料室
- IR動画
- IRカレンダー
- IRポリシー
- IR最新資料一括ダウンロード (6,898KB)
- 株主情報

2023年3月期決算動画 [フルバージョン]

過去の決算説明会動画へ

IR情報

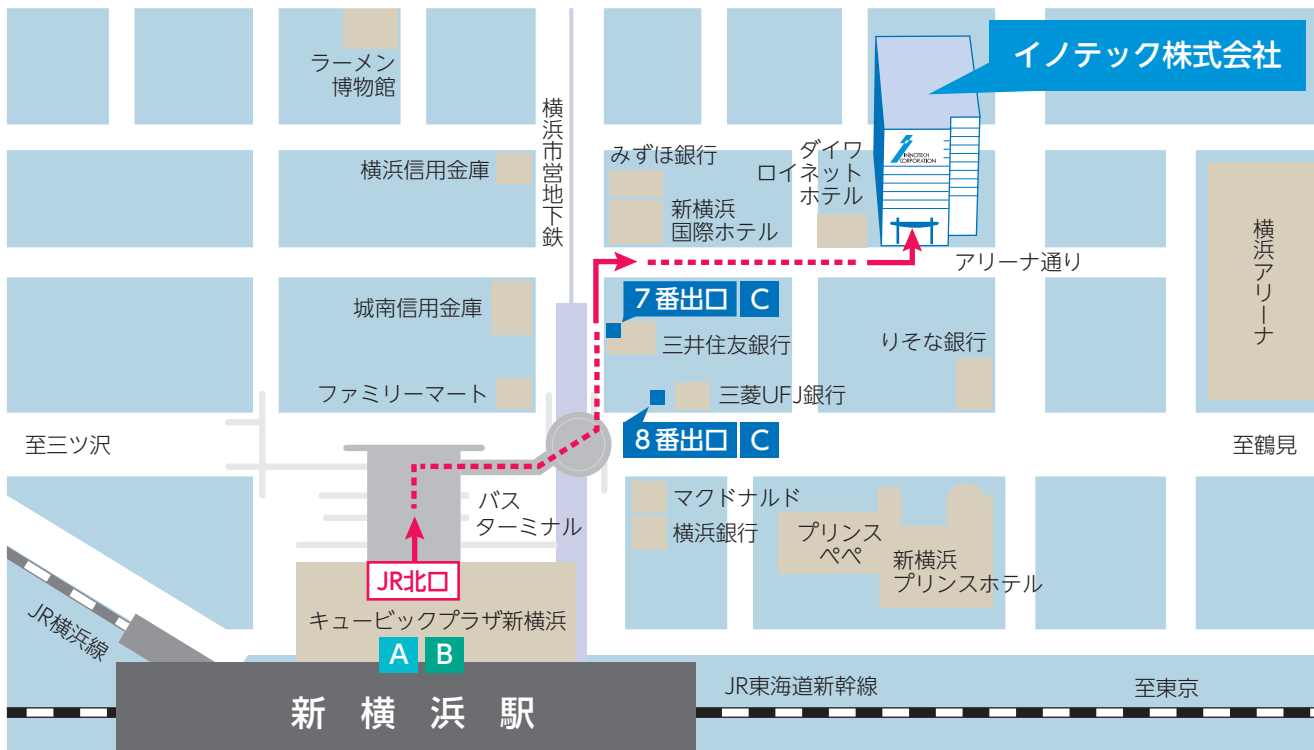
個人投資家の皆様へ

イノテックってどんな会社？

## 会場ご案内図

# イノテック株式会社 2階セミナールーム

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号 電話 (045) 474-9000



### 交通

- A** J R 東海道新幹線 新横浜駅 東口又は西口より徒歩7分
- B** J R 横浜線 新横浜駅 北口より徒歩7分
- C** 横浜市営地下鉄「ブルーライン」/相鉄新横浜線/東急新横浜線 新横浜駅 7番出口・8番出口より徒歩3分

◎駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

